

パブリックコメント結果・回答方針案及び計画案の修正

| | |
|---------|----------|
| 総計策定委員会 | |
| 資料2 | R5.10.17 |

- 1 実施期間 令和5年(2023年)8月25日～9月25日
 2 提出件数 134件(50通) 第4次総合計画基本計画改訂版素案 134件、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案 0件
 3 分野別件数及び回答方針案(6分類別)(第4次総合計画基本計画改訂版素案のみ)

- 回答方針案分類: ①修正を含めた回答
 ②意見の趣旨は素案に記載済みである旨の回答
 ③事業実施時の参考とする旨の回答
 ④全ての事業実施に当たっての前提である旨の回答
 ⑤意見として受け止める旨の回答
 ⑥疑問への回答

※(○項目)は意見を受けた修正項目数

| 該当箇所 | 回答方針案 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計 |
|----------------|-------|--------------|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 序論 | | - | 1件 | 1件 | 4件 | - | - | 6件 |
| 基本計画の推進にあたって | | 1件 (1項目) | - | - | - | - | - | 1件 |
| 大綱1 | | 3件 (1項目) | 7件 | 6件 | 2件 | - | - | 18件 |
| 大綱2 | | 19件 (1項目) | - | 2件 | 1件 | 2件 | - | 24件 |
| 大綱3 | | 3件 (2項目) | - | 1件 | 1件 | - | 1件 | 6件 |
| 大綱4 | | 1件 (1項目) | 3件 | 23件 | 3件 | 2件 | - | 32件 |
| 大綱5 | | - | 1件 | 5件 | - | 1件 | - | 7件 |
| 大綱6 | | - | 1件 | 5件 | - | 1件 | - | 7件 |
| 大綱7 | | 1件 (1項目) | 1件 | 1件 | - | 8件 | 2件 | 13件 |
| 大綱8 | | 1件 (1項目) | - | 1件 | 4件 | 5件 | 2件 | 13件 |
| 附属資料 | | 2件 (2項目) | - | - | - | 1件 | - | 3件 |
| 全体 | | - | - | - | - | 3件 | - | 3件 |
| パブリックコメントの実施方法 | | - | - | - | - | 1件 | - | 1件 |
| 合計 | | 31件 | 14件 | 45件 | 15件 | 24件 | 5件 | 134件 |
| 修正項目 | | (10項目) | | | | | | |

4 計画案の修正 10項目(より分かりやすい表現に修正 6項目・誤字・数字の修正 4項目)

(1)より分かりやすい表現に修正 6項目

| 番号 | 該当箇所 | | | 意見の内容 (一部要約) | 回答案 |
|----|-------------------------------|--------|--|---|--|
| | 大綱・政策等 | ページ | 項目 | | |
| 1 | 3. 財政運営の基本方針 | 7, 8 | (2)目標 (3)収支見通し (試算) | <p>目標・指標である経常収支比率の分子には、扶助費、人件費、公債費だけではなく、物件費も含まれる。今後も指定管理制度の拡大、デジタル化に伴う業務委託の増大、留守家庭児童育成室などの民間委託の拡大などによる増加が予想されるため、経常収支比率の上昇要因として注視していく必要がある。吹田市の財政状況を反映させ、経常収支比率の上昇要因として「物件費（委託料）」を明確に位置付けるべきではないか。</p> <p>【7ページ】 経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）や物件費（委託料）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、…</p> <p>【8ページ】グラフ「歳出」 凡例に「物件費」を加え、棒グラフの内訳に「物件費」を明示する</p> | <p>経常収支比率の説明におきましては、あくまで経常経費の代表的な一例として義務的経費を示しているところであり、一般的な説明であると認識しています。</p> <p>「収支見通し（一般会計）」における歳出のグラフ（p.8）につきましては、費用の内容をよりわかりやすくするため、構成割合が比較的大きい「物件費」「補助費等」「繰出金」の項目を明示することとします。</p> |
| 2 | Ⅲ 政策・施策 大綱 1 政策 1 平和・人権 | 12, 13 | 現状と課題 施策1-1-2 人権の保障 | <p>現状と課題「LGBTなど性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足なども課題…」、施策1-1-2「性的マイノリティの人に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます」とあるが、「性的マイノリティの人に対する理解」ではなく「SOGIの多様性に対する理解」や、法律にならって「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」という記載に見直してはどうか。</p> | <p>御意見を受け、本年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を踏まえる観点から、以下のように修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 （旧）<u>LGBTなど性的マイノリティの人</u>に対する理解や認識の不足など （新）<u>性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性</u>に対する理解や認識の不足など ・施策1-1-2 （旧）<u>性的マイノリティの人</u>に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます （新）<u>性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性</u>に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます <p>また、「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」について用語集で説明します。</p> |
| 3 | Ⅲ 政策・施策 大綱 2 政策 1 防災 | 16 | 現状と課題 | <p>唐突に「武力攻撃事態やテロ」という文言が出てくるが、自治体の仕事は、武力攻撃事態やテロが発生しないために努力することであり、非核平和都市宣言をしている自治体として、最初から武力攻撃事態を想定することに矛盾が生じる。また、本来これらのことは国の政策として進められることで、地方自治体の政策としては対象にすべきではない。「武力攻撃事態やテロ」の文言を削除すべき。</p> | <p>武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」をさします。</p> <p>武力攻撃事態等への対処について、平成15年（2003年）事態対処法、平成16年（2004年）国民保護法が成立しています。それに伴い、平成19年（2007年）9月、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、吹田市国民保護計画を策定しました。令和2年（2020年）6月には、避難等に関し、より具体化する改訂を行ったこと、及び昨今の世界情勢等に基づき、表現の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、より分かりやすくするため、「武力攻撃事態」について用語集で説明します。</p> |
| 4 | Ⅲ 政策・施策 大綱 3 政策 1 高齢福祉 | 21 | 施策指標3-1-2 後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合 | <p>目標値を下回ることを目指しているのかどうか分かりにくい。目標値を下回ることを目指す項目は「…以下」と明示されている方がよい。</p> | <p>御指摘のとおり修正します。</p> |
| 5 | Ⅲ 政策・施策 大綱 4 政策 4 生涯学習 | 34 | 現状と課題 | <p>学習機会の充実を図るべき現代的課題として「超高齢社会における介護」が挙げられているが、超高齢社会において、市民が学ばべき課題としては、「介護」だけでなく、「健康づくりや医療」も併記すべきではないか。</p> | <p>以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> （旧）…超高齢社会における介護、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の… （新）…<u>防災・防犯、環境問題、超高齢社会における介護・健康づくり・医療</u>など現代的課題やその対策に関する学習機会の… |

| 番号 | 該当箇所 | | | 意見の内容（一部要約） | 回答案 |
|----|------------------------------|-----|-------|---|--|
| | 大綱・政策等 | ページ | 項目 | | |
| 6 | Ⅲ 政策・施策 大綱 8 政策 1 行政経営 | 48 | 現状と課題 | <p>現行計画では、「市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。」として基礎自治体・吹田市の基本的な姿勢を示していたが、「自主・自立のまちづくり」の文言は、中核市に移行したからと言って削除する理由はない。また、現行計画では、「持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。」として、「より一層効果的・効率的な行政運営」の目的を「持続可能なまちづくり」としていたが、その目的の記載がなくなったことにより、現行計画から意味合いが大きく変わるため、以下のとおり修正すべき。</p> <p>中核市への移行に伴い、幅広い分野の事務を本市が担うことを活かし、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営を進めます。また、広域対応が有効な分野では、…</p> | <p>以下のとおり修正します。</p> <p>（旧）中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を、市民に身近な基礎自治体として、より一層効果的・効率的に進めるとともに、広域対応が有効な分野では…</p> <p>（新）中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を含め、幅広い分野の事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では…</p> |

(2)誤字・数字の修正 4項目

| 番号 | 該当箇所 | | | 意見の内容（一部要約） | 回答案 |
|----|--|-----|--------------------------------------|--|--|
| | 大綱・政策等 | ページ | 項目 | | |
| 1 | Ⅲ 政策・施策 大綱 3 政策 4 健康・医療 | 27 | 施策指標3-4-1 受動喫煙に合わなかったと 答えた人の割合 | <p>「受動喫煙に合わなかった」との表記があるが、受動喫煙を好ましくないものと考えるのであれば、「受動喫煙に遭わなかった」と改めるべきではないか。</p> | <p>厚生労働省や他自治体における表記も「合う」「遭う」「あう」とさまざまであり、今回はひらがな表記とします。</p> |
| 2 | Ⅲ 政策・施策 大綱 7 政策 1 地域経済 | 43 | 施策指標7-1-1 市内の事業所数 | <p>策定時の数値11,526事業所は、2016年経済センサス・活動調査の全産業（公務を除く）事業所数であるので、見直し時の数値は11,909事業所ではなく、2021年経済センサス・活動調査の全産業（公務を除く）事業所数の11,703事業所ではないか。</p> | <p>11,909事業所は、令和3年度の経済センサスにおける「市内全事業所（事業内容等不詳を除く。）のうち産業分類が公務のものを除く事業所数」でした。</p> <p>11,526事業所は平成28年度（2016年度）の経済センサスにおける「市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く。）」であり、その令和3年度（2021年度）の数は、御指摘のとおり11,703事業所となります。</p> <p>見直し時の実績を「11,703事業所」に修正するとともに、目標につきましては、「現状の維持を目標とする」との考え方から、「11,700事業所」に修正させていただきます。</p> <p>また、「市内事業所数」との指標が指すものが「市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く。）」であることを、附属資料の施策指標の一覧に明示します。</p> |
| 3 | 附属資料 4 第4次総合計 画基本構想 附属 資料 地域の特性 | 117 | 卸売・小売業事業所数 製造業事業所数 | <p>表題「卸売・小売事業者数」は誤っているので、「卸売・小売事業所数」に改める。</p> | <p>附属資料はパブリックコメントの対象外ですが、御指摘のとおり修正します。</p> |
| 4 | 附属資料 4 第4次総合計 画基本構想 附属 資料 地域の特性 | 117 | 卸売・小売業事業所数 製造業事業所数 | <p>データの出所が「令和元年（2019年）経済センサス基礎調査結果により更新」となっているが、施策指標7-1-1では、「見直し時」の数値が（R3年度）と表記されている。本文と合わせて最新のデータを用いるということであれば、「令和3年（2021年）経済センサス活動調査結果により更新」とし、すべての数値を改める。</p> | <p>附属資料はパブリックコメントの対象外ですが、グラフは令和3年度（2021年度）の数値であり、標題にあった「令和元年（2019年）経済センサス基礎調査結果により更新」との文言が誤っていたため、修正します。</p> |